

英国(イングランド及びウェールズ)における 捜査手法、刑事司法制度等の概要 (海外制度調査報告)



イングランド及びウェールズ

人口:約5,445万人

警察:地方自治体単位で組織
される43の警察機関

警察官:約14万1,859人

その他、重大組織犯罪対策庁などの
捜査機関あり

(数値は2008年のもの)

英国刑事司法の特色

※ 数値は特記無ければ2008年のもの

犯罪の発生

犯罪発生率

認知件数 470万2,500件 (日本の2.5倍)
人口10万人あたり 8,636件 (日本の6倍)

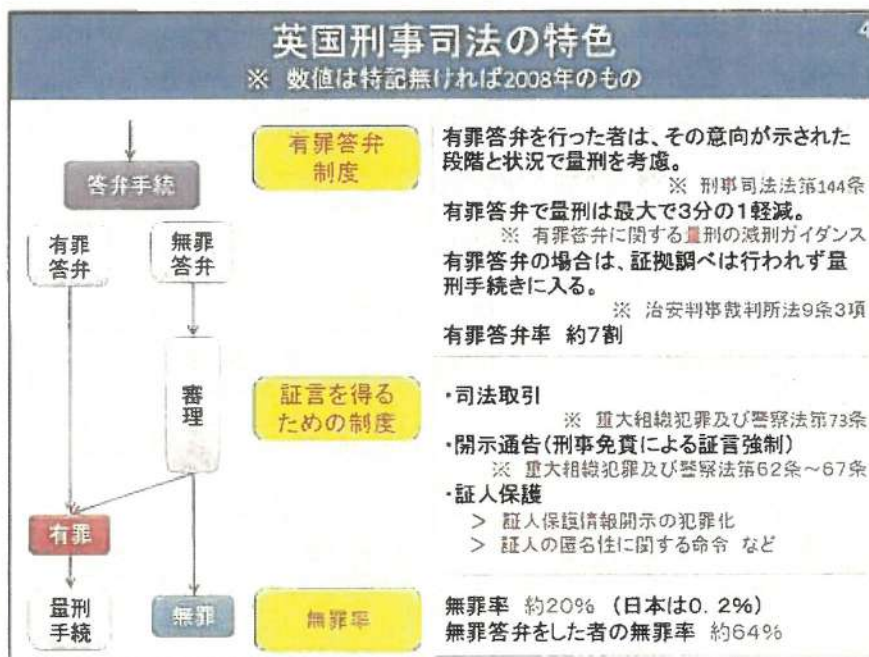
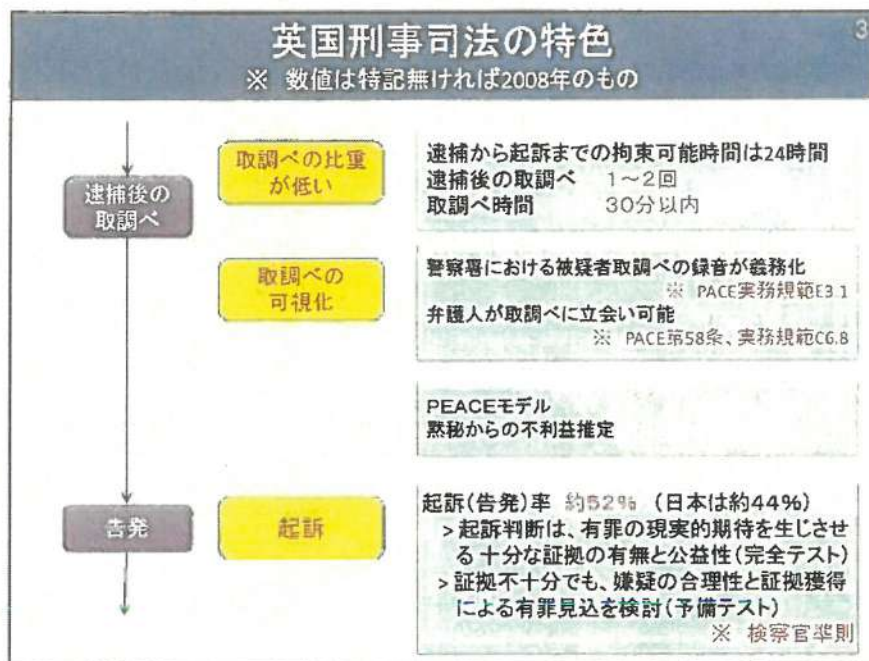
捜査手法

通信傍受令状発付 1,514件(2009年)
(日本は22件(2008年))
会話傍受等の承認 384件(2009年度)
(日本はなし)
DNAデータベース登録件数 (連留DNA除く)
561万7,604件(2009年3月末)
(日本は10万7,584件/連留DNA除く
2010年9月30日現在)

逮捕
警察留置

逮捕

等
逮捕人員 145万8,347人 (日本は9万8,945人)
人口10万人あたり 2,678人 (日本は77人)
※ 日本は一般刑法犯の致健
一般的に無令状逮捕が可能
※ 警察及び刑事証拠法(PACE)第24条



警察の刑事司法に関する権限

5

- 地方警察の長である警察本部長が、各警察組織の運営と実際の治安維持活動について全責任を負う。
- 警察権限は、コモンロー上の権限行使として認められていた。
- 刑事司法制度改革の一環として、「1984年警察及び刑事証拠法(Police and Criminal Evidence Act / PACE)」が制定され、その後は議会制定法によって、警察官の権限の大部分が規定。(以上、諸外国における警察権限研究報告書)
 - > 警察及び刑事証拠法 = 職務質問、逮捕・搜索、勾留等
 - > 捜査権限規制法(Regulation of Investigatory Powers Act) = 傍受、監視等
 - > その他、刑事司法及び公共秩序法、テロリズム法等
- 検察庁(Crown Prosecution Service)は、1985年犯罪訴追法で創設。2003年刑事司法法により、警察が軽微事件について引き続き告発の判断を行う一方で、検察が軽微事件以外で告発の是非を判断することとなった。

取調べ

6

取調べとは

- 犯罪行為への関与またはその疑いに関して人に質問することであり、規定に基づいて黙秘に関する警告を与えなければならない
(警察及び刑事証拠法(PACE) 実務規範C11.1A)
- 取調べの手続は、PACE実務規範Cが詳細に規定

取調べに関する主要な規定

- 逮捕被疑者については警察署等において取調べ。(PACE実務規範C11.1)
- 適宜の休息や、食事が必要。留置管理官の許可が必要。(PACE実務規範 C12.2, C12.8)
- 警察署の中で調べたか外で調べたかにかかわらず、取調べ毎に正確な(逐語の)記録が必要(録音があれば不要)。(PACE実務規範C11.7, Notes for guidance 12A)

取調べ

7

取調べに関する主要な規定

- 警察署における被疑者の取調べは「録音」が義務的(詳細後述)。
(PACE実務規範E3.1)
- 弁護士が取調べへの立会要請が可能。(PACE実務規範C6.8)
- 黙秘からの不利益推定有り(詳細後述)。(刑事司法及び公共秩序法
第34条、第36条、第37条)
- 捜査官が関係情報を得るための質問をすべて行い被疑者の弁解も聴取し
たと考えられる時点、有罪の見込みに十分な証拠が得られたと思料される
時点で、取調べを終了しなければならない。(PACE実務規範C11.6)
- 告発後の当該犯罪の取調べは、例外的。(PACE実務規範C16.5)

取調べの実態

8

- 英内務省の調査研究報告
 - > 「POLICE INTERROGATION」
Home Office Research Study No.61 (1980年報告)
 - > 「THE TAPE-RECORDING OF POLICE INTERVIEWS WITH SUSPECTS」
Home Office Research Study No.82 (1984年報告)
 - > 「THE TAPE-RECORDING OF POLICE INTERVIEWS WITH SUSPECTS
A SECOND INTERIM REPORT」
Home Office Research Study No.97 (1988年報告)

取調べの実態

9

取調べの回数

	1980年報告		1984年報告			
	4か所の 警察署	Leicester署		Wirral署		
		録音導入前	録音導入後	録音導入前	録音導入後	
0回	31	220 (38%)	87 (46%)	168 (85%)	48 (83%)	
1回	140	277 (48%)	89 (46%)	25 (13%)	9 (15%)	
2回	41	39 (10%)	13 (7%)	4 (2%)	1 (2%)	
3回	2	24 (4%)	2 (1%)	-	-	
4回以上	4					
合計	218	580	191	197	58	

取調べの実態

10

取調べ回数

1988年報告

	Leicester署		Wirral署		Winchester署		ロンドン警視庁	
	録音導入前	録音導入後	録音導入前	録音導入後	録音無し	録音有り	Kingston署 録音無し	Croydon署 録音有り
調査対象 被疑者数	753	2,694	274	2,256	109	235	439	995
調査した取調 べ回数	1,397	4,937	309	2,606	146	274	406	1,189
被疑者当たり 取調べ回数	1.86	1.83	1.13	1.16	1.34	1.17	0.92	1.19

取調べの実態

11

取調べ時間

	1980年報告		1984年報告 (警察署内の取調べ)			
	4箇所の 警察署	Leicester署		Wirral署		
		録音導入前	録音導入後	録音導入前	録音導入後	
5分以内	25 (13.4%)	60 (9%)	22 (12%)	25 (12%)	21 (36%)	
6分～ 10分	42 (22.5%)	117 (18%)	40 (21%)	37 (18%)	16 (27%)	
11分～ 30分	82 (43.8%)	333 (50%)	93 (49%)	111 (54%)	17 (29%)	
31分～ 1時間	35 (18.7%)	155 (23%)	32 (18%)	32 (16%)	5 (8%)	
それ以上	3 (1.6%)					
合計	187	665	189	366	59	

取調べの実態

12

取調べ時間

1988年報告 (警察署内の取調べ)

	Leicester署		Wirral署		Winchester署	
	録音導入前	録音導入後	録音導入前	録音導入後	録音無し	録音有り
0分～10分	214 (24%)	988 (29%)	1,019 (37%)	1,401 (58%)	23 (21%)	84 (35%)
11分～20分	268 (30%)	1,013 (30%)	70 (26%)	544 (22%)	39 (32%)	85 (33%)
それ以上	415 (46%)	1,436 (41%)	99 (37%)	502 (20%)	57 (47%)	77 (29%)
平均	21分	19分	21分	14分	26分	19分
取調べ時間 合計の平均	38分	35分	24分	17分	35分	22分

取調べの録音(録画)

13

取調べの録音録画の法制

- 1984年警察及び刑事証拠法(Police and Criminal Evidence Act / PACE)が、録音録画を行うための規則(実務規範)を策定することを規定(同法第60条)。
- 同法の実務規範(Code of Practice)Eが録音、Fが録画の詳細を規定。
- 録音録画がなされなかった(なされた)供述について、その証拠能力に関する特別な規定はない。

取調べの録音(録画)

14

録音録画の対象

- 録音は「警察署で実施される、「正式起訴可能犯罪」(両性犯罪含む)に関して、実務規範C第10条により警告が行われた、被疑者の取調べ」について義務化。
(PACE実務規範E3.1)
- 録画は必要に応じて実施されるが、聴覚障害者や未成年の被疑者では実施が推奨される。(PACE実務規範F3.1)
- 録音が義務づけられている取調べは、すべての過程を録音しなければならない。
(The whole of each interview shall be audio recorded, including the taking and reading back of any statement / PACE実務規範E3.5)

取調べの録音(録画)

15

例外

- 道路交通法(Road Traffic Act)事件、運送作業法(Transport and Works Act)事件は、実務規範C(取調べ)の規定対象外。テロ事件は実務規範E、Fとは別に規定。
(PACE実務規範C11.1A、実務規範E3.2。)
- 機器の故障、設備のある取調室の手配ができない場合、状況から訴追しないことが明らかな場合は、留置管理官の承認の下で書面による記録に代えることが可能。
(PACE実務規範E3.3)
- 被疑者が録音を拒否した場合は、その理由を聴取・録音した後に機械を停止することもできる。
(PACE実務規範E4.8)
- 被疑者が事件と関係のないことについて、録音なしで捜査官に話すことを望んだ場合には、正式な取調べの後で機会が与えられる。
(PACE実務規範E4.10)

取調べの録音(録画)

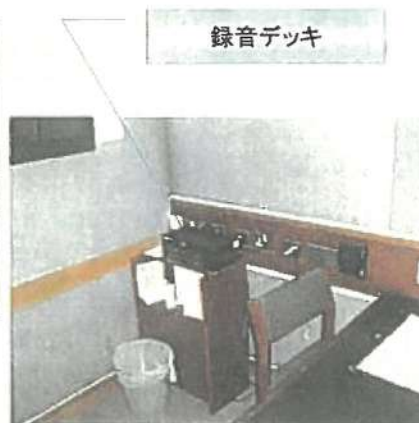
16

取調室

- 被疑者用取調室は警察署留置場内



マイク



録音デッキ

取調べの録音(録画)と自白率

17

取調べにおける証拠獲得率(自白率)

1980年 報告		1984年報告 (警察署内の取調べ)				
取調べの結果 (Outcome of Interview(s))	被疑者数	証拠 (Evidence)	Leicester署		Wirral署	
			録音導入前	録音導入後	録音導入前	録音導入後
自白 (Confession)	89 (47.6%)	自白 (Confession)	326 (49%)	76 (40%)	9 (45%)	3 (30%)
自認 (Admission)	25 (13.4%)	不利益自認 (Other damaging Admission)	107 (16%)	27 (14%)	5 (25%)	4 (40%)
自白・自認 なし (Neither Confession nor Admission)	73 (39.0%)	証拠なし (No Evidence)	85 (13%)	33 (18%)	2 (10%)	2 (20%)
		否認 (Denial)	147 (22%)	53 (28%)	4 (20%)	1 (10%)
合計	167	合計	665	189	20	10

取調べの録音(録画)と自白率

18

取調べにおける証拠獲得率(自白率)

1988年報告						
取調べで得られた 証拠 (Evidence Obtained during Interview)	Leicester署		Wirral署		Winchester署	
	録音導入前	録音導入後	録音導入前	録音導入後	録音無し	録音有り
自白(Confession)	689 (49%)	2,837 (58%)	197 (64%)	1,639 (64%)	71 (48%)	173 (63%)
その他自認 (Other Admission)	250 (18%)	709 (14%)	53 (17%)	472 (18%)	31 (21%)	40 (15%)
証拠なし (No evidence)	80 (6%)	197 (4%)	5 (2%)	77 (3%)	3 (2%)	6 (2%)
否認 (Denial)	375 (27%)	1,171 (24%)	53 (17%)	382 (15%)	41 (29%)	55 (20%)

取調べの録音(録画)と取調べに関する争点¹⁹

法廷において取調べを問題とした事件の争点

		1988年報告			
		Leicester署		Wirral署	
		録音導入前	録音導入後	録音導入前	録音導入後
調査期間	6ヶ月	2年	6ヶ月	2年	
録音テープの 証拠能力	テープ自体の 証拠能力否定	N.A.	-	N.A.	1
	技術的失敗	N.A.	-	N.A.	-
	語句不明瞭	N.A.	-	N.A.	-
	不当改竄	N.A.	-	N.A.	-
取調べの 任意性	下書きを復唱	1	-	1	-
	不適切質問	2	-	2	1
	脅迫・利益誘導	2	3	1	1
	その他警察の不公正	2	-	1	-
正確性	不正確な録取(録音あり)	N.A.	-	N.A.	-
	不正確な録取(録音なし)	1	1	1	-
	語句の解釈	1	6	2	2

取調べの技術とその伝承方法²⁰

国家取調べ戦略

National Investigative Interviewing Strategy

- 警察業務改善庁が策定、取調べの原則やPEACEモデルに言及

PEACEモデル

- 取調べを5つの局面に分ける。
 - P: Planning (計画) と Preparation (準備)
 - E: Engage (引き入れ) と Explain (教示)
 - A: Account (説明)
 - C: Closure (締め括り)
 - E: Evaluation (評価)

国家職業基準

National Occupational Standard (NOS)

- 取調べをいくつかの要素に分けて、それぞれに達成基準と達成に必要な知識を掲げている。

これらに基づき、警察業務改善庁が、様々な研修・成果物を各警察に提供

裁判官による事実認定の状況

21

認定すべき事実と証拠

- 被告人の有罪を認定するために、例外的な場合を除いて、検察側が証明。
証明すべき事実は「被告人の特定性」「犯罪行為」「心理状態」
- 挙証責任は原則として検察側が負うが、コモンローや成文法による挙証責任の分配、転換が認められる。

(Black Stones Police Manual 2010 Volume 2, Evidence & Procedure)

有罪答弁

- 被告人が有罪答弁を行った場合には、基本的には証拠調べは行われず、量刑手続きに入る(罪体立証手続と量刑手続が分離)。

(治安判事裁判所法(Magistrates' Courts Act)第9条第3項)

裁判官による事実認定の状況

22

陪審制

- 刑事法院(正式起訴可能犯罪、両性犯罪を所管)では、審理は12名の陪審員による陪審制で行われる。
- 直接主義・口頭主義が取られる(この原則は陪審を付さない手続でも守られる)(田中英夫「英米法総論下」P456、457)
- 基本的には、陪審がどの事実をどのように認定したかは、外部には全く表示されない。(1988年裁判判所侮辱法(Contempt of Court Act)第8条)
- (陪審裁判では)犯罪の認定に不可欠でない限り、犯罪の動機、背景、経緯などは重要ではない。往々にして、訴因上、犯行時刻、犯行場所さえも無視される。(最高裁判所事務総局「陪審・参審制度英国編」P377)

自白の証拠能力

23

自白の証拠能力

- いかなる手続においても、被告人に不利益な証拠とできる。
- 強圧や自白の信用性を失わせると認められる言動の結果獲得された自白は排除される。
- 訴追側は、自白を証拠提出するときは、自白がこれらの方法により獲得されたものでないことを証明しなければならない。
- 自白に補強証拠を必要とする明文の規定はない。ただし、完全にあるいは大部分を自白に基づいて被告人を有罪にする場合に、被告人が知的障害者であって立会人なしで自白されている場合には、裁判所は特別な注意を払わなければならない

(PACE 第76条第1項、第2項、第77条)

黙秘の不利益推定(概要)

24

- 告発前の警察官の取調べで、公判で抗弁として主張している事実について供述しなかった場合
- 告発された時等に、その時点で供述を合理的に期待することができた事実を供述しなかったとの証拠が提出された場合
- 逮捕被疑者の身体等に痕跡等があり、その痕跡等について捜査官が黙秘権等に関し特に警告を行って説明を求めても応答しない場合
- 逮捕被疑者が犯罪場所において発見された場合に、その場所にいたことについて、捜査官が黙秘権等に関し特に警告を行って説明を求めても応答しない場合

> 裁判所又は陪審は黙秘から適当と認める推論を行うことができる。

(1994年刑事司法及び公共秩序法

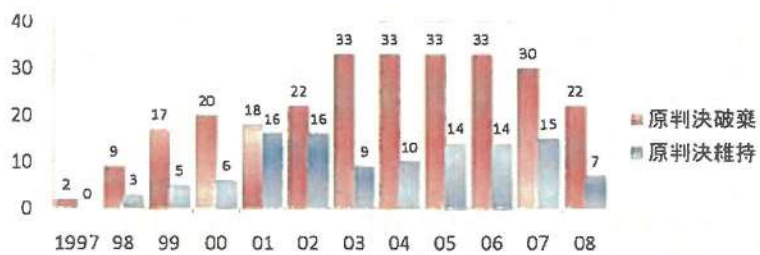
(Criminal Justice and Public Order Act) 第34条、第36条、第37条)

誤判の状況

25

誤判の状況

- 刑事事件検証委員会が、再審査のために上訴裁判所に送付した事件の審理結果。



取調べ以外の捜査手法等

26

答弁取引

- 有罪答弁を行った者の量刑は、その意向が示された段階と状況を考慮。
(2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act) 第144条)
- 最初の機会に有罪答弁を行うと3分の1、審理日程が決まった後に有罪答弁をすると4分の1、審理が始まった後は10分の1、と有罪答弁による量刑の軽減基準がガイドラインで規定。
(“Reduction in Sentence for a Guilty Plea” Definitive Guideline)

取調べ以外の捜査手法等

27

司法取引

- 有罪答弁をした被告人が、指定検察官との間で、書面により、捜査支援することで合意した場合には、裁判所は量刑を考慮する旨が法律で規定。(2005年重大組織犯罪及び警察法(Serious Organized Crime and Police Act)第73条)

刑事免責(開示通告)

- 特定の犯罪では、質問への回答、情報提供、文書提出などを罰則をもって強制できる。
- この通知に基づいて得られた供述は、供述者に対する刑事手続の証拠としては使用できない。

(重大組織犯罪及び警察法第62条～第67条)

取調べ以外の捜査手法等

28

通信傍受

> 2000年捜査権限規制法(Regulation of Investigatory Powers Act / RIPA)で規定

- 「重大犯罪の予防と捜査」「国家安全に関する事項」「英国の経済的利益の保護」のために、通信を傍受できる。要件は「必要性」と「比例原則」。
- 令状発付権者は内務大臣。令状は3ヶ月有効だが、申請で延長可能。
- 対象者への通知は不要。
- 傍受の運用状況を監督する通信傍受監督官が首相により任命。

令状発付件数 1,514件(2009年)

※ 1件の令状で、複数通信手段を指定可能

取調べ以外の捜査手法等

29

秘匿監視(会話傍受等)

> 2000年捜査権限規制法(Regulation of Investigatory Powers Act / RIPA)で規定

- 「重大犯罪の予防と捜査」「国家安全に関する事項」「英国の経済的利益の保護」のために、個人の居宅内や車両内に入り、監視機器を設置できる。
- 要件は「必要性」と「比例原則」。
- 許可権者は内務大臣等。許可は3ヶ月有効だが、申請で延長可能

承認件数 359件 (2009年)

取調べ以外の捜査手法等

30

秘匿人的情報源・潜入捜査

> 2000年捜査権限規制法(Regulation of Investigatory Powers Act / RIPA)で規定

- 秘匿目的で関係者と関係を構築し、その関係を利用して情報を入手する「秘匿人的情報源(Covert Human Intelligence Sources / CHIS)」の活用が認められているが、潜入捜査官と一般の協力者の区別は規定上ない。
- 国務大臣の命令により指定された公的機関幹部による許可で活用可能
- 許可の有効期間は12ヶ月
- 許可において特定されている行為は、許可中に特定されている者に関して行われ、また、許可中に特定されている捜査等を目的として行われる場合には、許可される。

2010年3月末時点有効承認件数 3,767人

取調べ以外の捜査手法等

31

DNAデータベース

> DNAサンプルの採取、データベース化の根拠はPACE第63条、第63条A

- 「犯歴登録犯罪の逮捕被疑者」「犯歴登録犯罪で有罪判決を受けた者」については同意不要でサンプルの採取が可能

登録件数 (2009年3月末)

対象者DNA	561万7,604件
遺留DNA	35万0,033件

2008年度合致件数

対象者DNAと遺留DNA	4万0,687件
遺留DNA同士	4,139件

(以上、スコットランド等含む)

その他調査中の捜査手法・犯罪予防の枠組み

32

- ナンバープレート自動読み取りシステム
=ANPR(Automatic Number Plate Recognition)というシステムが存在
- CCTVカメラ
=データ保護法(Data Protection Act)やCCTV運用規則の下で捜査に活用
- 暴力犯・性犯罪者登録システム
=40数項目の情報を登録するViSORというシステムを活用
- 多機関連携公衆保護協議制度
(MAPPA: Multi Agency Public Protection Arrangement)
=性犯罪前歴者等、公衆に危害を加えるおそれのある前歴者を、関係機関でリスク分析、リスク管理を行う制度。2009年3月末で登録者4万4,761人
- 証人保護
=証人等に対する脅迫行為の処罰、ビデオリンク、秘密審理、証人保護関連情報を開示する行為の犯罪化、証人の匿名性に関する命令などの各制度など

英国追加報告 ～ PACE制定の経緯 ～

複雑かつ曖昧な刑事法の改革

刑事法改訂委員会
第11次報告書 (1972年)

コンフェイト事件(1972年)

フィッシャー・レポート
(1977年)

1978年・刑事手続に関する王立委員会
1981年 報告書

1984年 警察及び刑事証拠法 (PACE) の制定

英国追加報告 ～ PACE制定の経緯 ～

刑事手続に関する王立委員会

委員会設立の基本認識(キャラハン首相の表明)

- > 近年、被疑者のための手続保障の改善を目的として、数多くの改革案が提示されてきた
- > 一方で、刑事手続上の制約が、犯罪と闘い犯罪者を訴追・処罰するという警察の職務を不当に困難にしているという非難も強くなってきている
- > 社会全体の利益と、個人の権利・自由との間に権衡が保たれるよう調整がなされる必要があり、捜査から公判に至る刑事手続の全体を再吟味する

刑事手続に関する王立委員会

委員会の任務(女王勅命)

犯罪者の処罰に関する社会の利益と被疑者の権利・自由の双方を尊重し、併せて資源の効率的かつ経済的な利用にも配慮しつつ、イングランドおよびウェールズにおいて、以下の各事項について改正が必要かどうかを検討すること

- (1) 犯罪捜査に関する警察の権限・責務、および、被疑者の権利・義務
- (2) 犯罪訴追の手続およびその責任の所在
- (3) 上の二点に関連する一刑事手続の他の局面および証拠法上の一問題

ならびに、勧告をおこなうこと

王立委員会報告書の構成(主報告)

序	第1章 課題
第1部 犯罪の捜査	第2章 王立委員会の一般的アプローチ
	第3章 捜査機関の権限と市民の権利
	第4章 取調べと被疑者の権利
	第5章 第1部の要約と結論
	第6章 現行の法制
第2部 犯罪者の訴追	第7章 王立委員会の提案する訴追制度
	第8章 起訴から公判までの手続
	第9章 第2部の要約と結論
	第10章 王立委員会の提案と将来の展望
結論	

第3章の構成

捜査機関の権限と市民の権利

1. 通則
2. 停止と所持品検査
3. 自動車の停止および検査
4. 家宅への立入、捜索、押収
5. 秘密裏の監視
6. 逮捕
7. 逮捕後の留置
8. 逮捕に伴う捜索
9. 身柄拘束中のその他の手続
(指紋採取、写真撮影、同一性確認)

第4章の構成

取調べと被疑者の権利

1. 問題の設定
2. 記録の正確性
(逐語の調書・読み聞かせの実施・
取調べの録音等)
3. 黙秘権
4. 被疑者の権利の担保
5. 被疑者の取扱いに関する規制の
実施